

答 申 第 77 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和 5 年 12 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和 5 年 4 月 14 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った以下の開示請求（以下「本請求」という。）、に対し、三重県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った令和 5 年 4 月 27 日付け公文書不存決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるというものである。

- (1) 特定県立高等学校の特定部活動が、2022 年度における県高等学校体育連盟主催大会に出場するにあたって、私費から生徒（保護者）に支給される旅費に関する以下の記録
 - ア. 顧問が行った生徒旅費の請求および受領の記録
 - イ. 生徒（保護者）に支給される旅費を保護者（生徒）が受領した記録
 - ウ. 生徒に支給される旅費を部の運営に用いることについて、保護者（生徒）から受領した同意書
 - エ. 生徒（保護者）への旅費支給に関する、特定県立学校の規定
- (2) 2022 年度における、特定県立高等学校の特定部活動の部費（保護者から部の運営のために徴収した私費）の収支報告書

3 本決定の一部取消しについて

実施機関は、審査請求を受けて再検討を行った結果、本請求のうち、(1) ア、エについては部分開示とすることが妥当であると判断を変更し、令和 5 年 7 月 11 日付けで本決定の一部取消しを行っている。

したがって当審査会では、本請求のうち令和 5 年 7 月 11 日に開示した文書を除く文書（以下「本件不存文書」という。）を不存とした判断について審議を行うこととする。

4 審査請求の理由

審査請求書および反論書における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

三重県公文書等管理条例第 2 条第 2 項に基づけば、文書が公文書であるかどうかの判断は、公費支出の有無によるものではない。公費支出がないからといって、公文書ではないという取扱いにし、文書を開示しないことは認められない。また、県教育委員会の方針に基づき、部活動における収支報告を行うよう校長が指導している以上、収支報告に関する文書は実施機関の公の関与があり、組織として共有・利用・保有されているのであると言えるため、公文書に該当する。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当というものである。

学校においては、教育活動の特殊性から、議会の議決を経て成立した予算である「公費」のほかに、「受益者負担」や「生徒還元」といった考え方に基づいた生徒個人が負担すべき金銭である「私費」が存在しており、審査請求人が開示請求した文書はこの「私費」に関するものである。

県教育委員会では、私費の一部を「学校諸費」と整理し、「学校諸費等に関する取扱い要領」を制定して、取扱いにあたり職員にも一定の関与を認めている。このうち、PTA会費や学校後援会費など、学校と密接な関係を有する団体にかかる経費は「学校関係団体経費」と区分され、請求内容のうち、(1)ア、エはこれに当たる。団体からの委任期間終了後は管理権限を失うため、過年度の文書は実施機関が保有するものではなく、令和5年4月27日付けで公文書不存在決定を行った。しかしながら、審査請求を受けて再度確認したところ、実施機関においては、委任期間終了後も、保存期間内は学校内で当該文書を保存していたことから、不存在決定を取り消し、令和5年7月11日付けで新たに部分開示決定を行った。

一方、本件不存在文書は部活動費の会計に係る文書である。一部の部活動については、校長があらかじめ学校諸費に指定し、管理を行っているが、本請求の部活動は指定されていない。部活動費については、部活動顧問教諭と部員生徒の間で金銭のやり取りが発生することから、会計の透明性を確保するため、校長が各部活動顧問に対し、保護者へ収支報告等を行うことを指導しているものの、学校が公に関与する根拠はなく、また、公費の支出もなければ、学校諸費にも該当しないため、実施機関はこれらの文書を組織的に共有・利用しておらず、そもそも条例上の公文書に該当しない。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本決定の妥当性について

審査請求人は、文書が公文書であるかどうかの判断は、公費支出の有無によるものではなく、公費支出がないことを理由に文書を開示しないことは認められないと主張する。

この主張に対し、実施機関の説明によると、いわゆる私費についての文書であっても、

学校諸費に該当するものについては、学校が管理に関与し、組織として文書を保有しているため、公文書として開示することとなるが、本件不存在文書は顧問と生徒・保護者間でやり取りされる部活動費にかかるものであり、学校として保有・管理をしていないため、公文書に該当せず不存在であるとのことであった。

部活動費は、一般的に顧問と生徒・保護者との間でやり取りされるものであって、あらかじめ指定する部活動を除き学校は強く関与しておらず、また、本請求の対象となる部活動費は、学校諸費として挙げられているいずれの経費にも該当するものではないという実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、当審査会としては、実施機関の決定は妥当であると判断する。

(3) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 審査会の意見

審査会の判断は上記のとおりであるが、次のとおり、意見を申し述べる。

部活動費にかかる文書については、上記で述べたとおり、校長があらかじめ学校諸費に指定したものを除き、公文書に該当しない。しかし、生徒・保護者との金銭のやりとりがあることに加え、県教育委員会の方針としても、通知等において会計の透明性確保や保護者への収支報告を求めていることに鑑みると、学校諸費に指定されない部活動においても、部活動費の収支報告書については作成されることが望ましいと当審査会は考える。

8 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 5 . 8 . 7	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 5 . 8 . 1 7	・ 実施機関を經由して審査請求人から反論書の受理
R 5 . 8 . 2 2	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 5 . 9 . 1 2	・ 実施機関からの意見書の受理
R 5 . 1 1 . 1 5	・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 5 年度第 6 回第 2 部会)
R 5 . 1 2 . 2 0	・ 審議 ・ 答申 (令和 5 年度第 7 回第 2 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会 長 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
会長職務代理者 (第一部会部会長)	川 本 一 子	弁護士
委 員	須 川 忠 輝	三重大学人文学部講師
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
※委 員	小 川 友 香	税理士
※委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
※委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。